

25 各高福第 号
平成 25 年 10 月 1 日

各務原市内地域密着型介護保険サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部高齢福祉課長（公印）

各務原市指定地域密着型サービス事業所及び
指定地域密着型介護予防サービス事業所の
指定等に関する規則の一部改正について（通知）

みだしの件について、平成 25 年 10 月 1 日をもって、各務原市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則を一部改正しましたので、以下のとおり通知いたします。

1. 地域密着型サービスについて

本市における地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの利用において、他市町村に在住する方が、地域密着型サービス等を利用する目的をもって、本市へ住民票を異動し、サービスを利用する利用方法がこれまで認められてきました。このような利用方法は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定においては抵触しませんが、地域密着型サービス等が創設された趣旨を逸脱する利用方法といわざるを得ません。

地域密着型が創設された趣旨には、平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正により、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、新たなサービス類型として地域密着型サービス等が創設されました。

2. 住民票を異動させての利用の問題点

法令上、事業所所在地市町村の被保険者であれば、サービスを利用できることとなっているため、他市町村よりサービス利用を目的に住民票を異動すれば、事業所を利用することが可能です。

しかし、安易に住民票を異動させることは、本来の地域密着型サービスの制度趣旨を逸脱するものです。また、そのことにより本市における他の被保険者に対し、サービスの利用を阻害する要因ともなること、地域密着型サービスの適正な運営の確保が困難になるだけでなく、介護保険財政にも少なからず影響があることが挙げられます。

3. 規則改正の内容について

以上の問題点を解消するため、このたび規則改正を行い、地域密着型事業所の指定に際し、条件を付することとしました。

地域密着型サービスの指定の条件は

- (1) 本市に住民となった日から90日以上経過した者
- (2) 当該サービスの提供について市長の同意を得た者をサービス利用の対象者とするものとします。

なお、既に指定済みの事業所において、サービス利用希望の申し込みを受けたときは、その対象者が住民となった日から90日以上経過しているかを確認し、90日に満たない場合は、地域密着型サービス以外の介護保険サービスの利用を促してください。

4. 例外的な取扱いについて

しかしながら、利用者及び家族の理由により、やむを得ない状況であると本市が判断した場合は、例外的な取り扱い事案であるとし、サービス利用を認めることとします。その場合は、必ず事前に利用者もしくは事業所、介護支援専門員等から、理由書（別紙参照）を提出してください。

※転入等による利用がやむを得ないと判断する場合

- (1) 家族、同居者による虐待等。
- (2) 居住地に住民登録を継続することができなくなった状態である場合。（長期入院により従前市町村で住んでいた賃貸住宅の契約を解除されている、行旅人などで住所不定の者等）
- (3) 本市内の有料老人ホーム等に入居しており、当該施設へ住民登録を異動した者（住所地特例対象者）が本市に所在する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所又は地域密着型介護老人福祉施設に入居せざるを得なくなった場合。

上記については参考例です。その他個別の案件については、ご相談ください。

お問い合わせ先

健康福祉部高齢福祉課介護保険係	
担当	係長 伊藤・担当 堀
電話	058-383-1778